

# 相模原市車いす友の会 会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「相模原市車いす友の会」と称する。

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 本会は、会員相互の親睦と、各自の障害内容に合った生活環境改善、社会参加、その目標達成の応援と実をあげることを目的とし活動する。

- (1) 各自の障害を克服し、社会への参加や貢献を目指す。
- (2) 各自の障害に合った生活しやすい環境改善を目指す。
- (3) 会員の経験や知識を広報し、他の障害者や高齢者も行動し易い、住み易い、優しい社会を目指す。

## 第3章 会員 と 会費

第4条 本会の会員資格は、相模原市に居住する車いす使用者など、および、第2章の旨に賛同、協力し、同一の立場で活動できる者とする。

第5条 本会の会費は、会員、その他会員とも同額とし、年1回、総会にて、新年度の会費を集める。ただし、会費2年間未納の者は、脱会したと見なす

## 第4章 役 員

第6条 本会に、次の役員を置く。会長、副会長（原則2名）、事務局、会計、監査、相談役、その他役員（必要に応じ臨時に設置する）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会の業務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。さらに、会員の掌握と連絡を担当する。
- ③ 事務局は会員の活動の把握をし、情報の収集を行う。
- ④ 会計は、本会の会費の徴収と、経理を担当する。
- ⑤ 監査は会計の監査を行うとともに、会運営の推進、助言を行う。
- ⑥ 相談役は、会運営の助言を行うとともに、会員の相談などに、適切な助言をする。

第8条 各役員の仕事

- ① 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- ② 役員の仕事方法は、会員の推薦、若しくは立候補による選挙とする。
- ③ 補充により就任した者の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第9条 会議は総会および役員会とする。

- (1) 役員を選出
- (2) 活動計画、予算、決算の承認に関する事。
- (3) 規約の変更、その他重要事項の協議決定に関する事。
- (4) 役員会は必要に応じて会長が召集して行。

## 第6章 経費および会計

第10条 本会の経費は次の収入をもって、これにあてる。

- (1) 会費
- (2) その他(寄付金など)

第11条 会計および監査は、総会において、年度末の会計と監査報告を行。

第12条 本会の会計年度は、前年度の総会当日より翌年3月の当年度総会前日までとする。

## 第7章 細 則

第13条 本会の運営について必要な細則は役員会において別に定めるものとする。

附 則

1. この規約は平成16年4月1日より施行する。
  2. 平成22年3月28日一部を改定し同日より施行する。
  3. 平成23年3月13日一部を改定し同日より施行する。
  4. 平成25年3月24日一部を改訂し同日より施行する。
  5. 平成28年3月27日一部を改訂し同日より施行する。
  6. 平成31年3月30日一部を改訂し同日より施行する
- 以上